

議案第 1 1 2 号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 6 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成 1 4 年さいたま市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 1 ~ 2 2 [略] (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 2 3 世帯主等が租税条約等の実施に伴う所得税法、<u>法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>（昭和 4 4 年法律第 4 6 号。以下「<u>租税条約等実施特例法</u>」という。）第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 4 条及び第 2 1 条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>（昭和 4 4 年法律第 4 6 号。以下「<u>租税条約等実施特例法</u>」という。）第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>租税条約等実施特例法</u>第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>租税条約等実施特例法</u>第 3 条の 2 の 2 第 1</p>	<p>附 則 1 ~ 2 2 [略] (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 2 3 世帯主等が租税条約の実施に伴う所得税法、<u>法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>（昭和 4 4 年法律第 4 6 号。以下「<u>租税条約実施特例法</u>」という。）第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 4 条及び第 2 1 条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>（昭和 4 4 年法律第 4 6 号。以下「<u>租税条約実施特例法</u>」という。）第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>租税条約実施特例法</u>第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>租税条約実施特例法</u>第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規</p>

0項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

24 世帯主等が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

25・26 [略]

定する条約適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

24 世帯主等が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

25・26 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。